

令和9年度新年度入所のお知らせ

学童保育所・学童クラブ



学童保育所・学童クラブは、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童に対し適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る施設です。

令和9年度当初の入所については、下記のとおり申込みを受け付けます。

1 対 象

保護者が労働のため昼間家庭にいない、または、それと同等の（保育ができない）状況にある児童であって、市内の小学校に通う児童または市内に住所があり市外の小学校に通う児童。

※通学する小学校以外の学童保育所・学童クラブのご利用も可能です。

2 書 類 配 布

●令和8年10月1日（木）～

市子ども育成課窓口、各学童保育所・学童クラブにて配布
（配布物）本チラシ・入所申込書・勤務証明書など
※市のホームページからもダウンロードできます。

【**新1年生**（現在、きょうだい学童入所中の場合を除く）、または現在学童を利用していない保護者様】
・お申込み前に学童の概要やご利用にあたっての注意点等をご説明していますので、事前に子ども育成課窓口までお越しください。申込書類等をご準備してお待ちしております。
・特別な配慮や養護を必要とする児童については状況の聞き取りや受入体制の確認もさせていただきますので、お時間に余裕を持って子ども育成課窓口までお越しください。

【**現在、学童入所中の児童の保護者様**】

・申込書類等は現在入所中の各学童にてお受け取りください。

利 用 申 込

●令和8年11月1日（日）から11月30日（月）まで

※例年、申込期間を過ぎてお申込みになり、4月から学童を利用できず待機となる方がいます。

学童の利用を希望される方は、申込期間中に確実にお申込みください。

※新年度の申込みは4月1日から4月30日までに入所する児童が対象です。ただし、育児休業からの復職に伴い、9月30日までに入所する場合も新年度の申込みの対象となります。

申 込 方 法

●子ども育成課窓口での申請または電子申請のいずれかをお願いします。

（1）窓口申請の場合

子ども育成課（保健センター「らふる」1階）へ下記の書類を提出してください。

①入所申込書

②保育の必要性がわかる証明書（勤務証明書等）

※【受付時間】 平日 8:30～17:15

※11月10日（火）と24日（火）は午後7時まで受け付けます。

（2）電子申請の場合

下記の電子申請フォームより申請してください。

申請には次のデータ添付が必要となります。

○保育の必要性がわかる証明書（勤務証明書等）

※土日祝日も申請が可能です。



入 所 決 定

新1～3年生

1月上旬までに決定

1月中旬頃に通知を発送

新4～6年生

2月上旬までに決定

2月中旬頃に通知を発送

入所できる場合は入所決定通知書、待機になる場合は保留通知書を郵送します。

※児童の安全上の観点や1人での留守番の難しさ等を考慮し、低学年を優先して入所決定をします。

※申込数が受け入れ可能な人数を超えた場合は、児童の学年や保護者の就労時間帯等を考慮し、放課後の保育の必要性が高い児童から入所決定します。特に高学年は、低学年の申込状況も踏まえて入所を決定するため、11月中にお申込みいただいた場合であっても入所できないことがあります。

※申込状況により受入れに余裕がある場合（校区）は、早めに入所決定及び通知をすることがあります。

(開所時間)

平日：放課時～午後 7 時 土曜日・長期休み：午前 8 時～午後 7 時

※午後 5 時～午後 7 時は保護者の迎えが必要です。

(休所日)

日曜日、祝日、盆（8/13～8/16）、年末年始（12/29～1/3）

※台風等により、小学校が臨時休業や早帰りを行う場合、学童は臨時休所となります。

そのほか、児童の安全確保を第一に考え、臨時休所等の緊急の対応を行う場合があります。

児童 1 人につき（おやつ代を含みます）

令和 8 年度市町村民税課税世帯	月額 7, 0 0 0 円（7・8 月は 9, 0 0 0 円）
令和 8 年度市町村民税非課税世帯	月額 4, 5 0 0 円（7・8 月は 5, 5 0 0 円）…（1）
生活保護世帯	月額 2, 0 0 0 円 …（2）

（1）非課税証明書の提出は不要です。

ただし、令和 8 年 1 月 1 日時点で大牟田市に住所がなかった方は大牟田市で税情報を確認できないため、非課税世帯に該当する場合は当時のお住まいの自治体で「令和 8 年度非課税証明書」を取得し、ご提出ください。

（2）生活保護世帯の方は「生活保護証明書」を保護課より取得し、ご提出ください。

生活保護受給者の方は、就労収入から利用料が控除されます。詳しくは福祉事務所の担当者にお尋ねください。

※月途中の入退所の際、利用料の日割り計算は行いません。学童を 1 日も利用していない場合であっても、退所をしない限り在籍していることとなりますので利用料がかかります。

※利用料については、原則として退所後や年度をさかのぼっての変更は行いません。

●原則、口座振替となります。**【口座振替依頼書の配布について】**

- ・新 1 年生（現在、きょうだいが学童入所中の場合を除く）の保護者様
→子ども育成課窓口へ来ていただいた時に申込書類と併せてお渡しします。
- ・現在、学童入所中の児童の保護者様
→各学童にてお渡しします。なお、既に口座振替をご登録済みで、引き落とし口座に変更がない場合は再提出は不要です。

【提出方法・期限】

子ども育成課窓口へ持参または返信用封筒で郵送のうえ 2 月中必着

（4 月分の利用料から振替が可能となります。2 月中にご提出いただけない場合は 5 月分以降からの振替となります。）

※口座振替が難しい場合は、納付書を毎月施設よりお渡しします。

●口座振替日

原則、月末に口座振替を行います。

6 施設の概要

施設名	所在地		申込先	施設電話番号	定員
三池学童保育所	新町289-1	小学校内	子ども育成課 85-6102	51-7986	80
高取学童保育所	歴木1807-58	小学校内		51-7987	40
中友学童保育所	中友町1-20	小学校内		52-4362	40
みなと学童保育所	上屋敷町2-3-1	小学校内		54-8008	40
白川学童保育所	中白川町1-183	小学校内		54-4722	80
銀水第 2 学童保育所	田隈239	小学校内		56-0600	80
吉野学童保育所	白銀959	小学校内		50-1388	40
吉野学童クラブ	白銀967-17				40
手鎌学童保育所	唐船382-1	学校外		56-2488	80
手鎌学童クラブ	唐船395	小学校内			40
羽山台学童保育所	草木587-3	小学校内		57-0505	40
明治学童保育所	明治町2-21-1	小学校内		57-2335	40
大正学童保育所	大正町5-5-9	小学校内		55-0303	40
天領学童保育所	天領町1-145-1	小学校内		52-8677	80
大牟田中央学童保育所	笹林町1-1-2	学校外		54-8881	80
倉永学童クラブ	倉永1307	小学校内		58-0503	40
平原学童クラブ	平原町333	小学校内		53-6029	40
天の原学童クラブ	笹原町3-116	小学校内		53-4399	40
駿馬学童クラブ	馬場町17	小学校内		53-0091	40

【学童未設置校区（玉川校区、上内校区）の児童の送迎について】

- 玉川小学校の児童
玉川小学校から高取学童保育所への送迎を行います。
- 上内小学校の児童
上内小学校から吉野学童クラブへの送迎を行います。

※受け入れ可能な人数を超える場合や、特別な配慮が必要な児童で専任の職員が確保できない場合は、入所できないことがあります。

7 長期休暇について

【春休み(4月)のみ入所】

- ・4月分は新年度入所扱いとなるため、新年度申込期間中に申請してください。

【夏休みのみ入所】

- ・定員に空きがある施設の募集をします。毎年、広報おおむた6月号に掲載し申込時期をお知らせします。
- ・空きのある学童は年度により異なりますので、入所を希望する保護者は広報おおむた6月号を確認してください。ホームページやチラシ等でもご確認いただけます。

【夏休み小学生預かり事業】

- ・令和9年度の認定こども園等での夏休み小学生預かり事業については、広報おおむた4月号でお知らせします。

【冬休みのみ、春休み(3月)のみ入所】

- ・定員に空きがある場合に募集します。
- ・空きのある学童は年度により異なりますので、入所を希望する保護者は子ども育成課にお尋ねください。

学童に入所するためには、保護者（世帯を同じくする父・母）それぞれについて、下記の保育の必要性がわかる証明書のご提出が必要です。ご家庭の状況に合わせて、該当する証明書のご提出をお願いします。

※単身赴任等で同居されていないなくても、婚姻関係にある父・母については、それぞれの証明書が必要です。
※ご不明な点がございましたら子ども育成課までお問い合わせください。

【保育の必要性がわかる証明書】

理由	入所基準/判定基準	保育の必要性がわかる証明書
(1) 就労	原則、学童開所時間に1ヶ月で15日以上就労がある場合。	・勤務証明書
(2) 出産	出産予定月及び出産予定月の前後2ヶ月利用可。 ※入所決定日が出産後となった場合は出産予定月を出産月と読み替えます。 (例) 予定月が8月の場合、6月～10月まで認定	・申立書 ・母子健康手帳の写し(保護者の名前が分かるページと出産予定日が分かるページ)
(3) 疾病・障害	実態により学童が必要であると認められる場合。 (例) 持病により通院の必要があるため、日中の保育が困難など	・申立書(疾病障害により保育できない理由を記入) ・医証または障害者手帳の写し
(4) 介護・看護	実態により学童が必要であると認められる場合。 (例) 保護者が祖父母等の介護の必要があり、日中の保育が困難など	・申立書(介護看護により保育できない理由を記入) ・介護・看護が必要な親族の医証、障害者手帳、または介護保険証(要支援・要介護の認定があるもの)の写し
(5) 就学	実態により学童が必要であると認められる場合。 (例) 職業訓練校に通うため、日中の保育が困難など	・申立書(就学により保育できない理由を記入) ・在学証明書または学生証の写し(在学期間の記入があるもの)
(6) 起業準備	起業の意思があり、その準備のために学童が必要であると認められる場合。 ○新規入所(新年度入所含む)の場合は、入所日から90日を経過する日が属する月の末日まで ○入所中の場合は、保育ができない理由が起業準備となった日から90日を経過する日が属する月の末日まで	・申立書(①屋号②起業する職種③起業の時期④起業の場所⑤起業準備のために要する時間帯を記入) ※②③⑤は必須。①④は「未定」でも可。
(7) 育児休業	育児休業期間中であり、復職予定日が定まっている場合。	・申立書(生まれた子の育児により保育できない理由を記入) ・勤務証明書(復職予定日の記載があること)

※申込時に各書類を確実にご提出ください。提出がされない場合は入所の要件を満たさないと判断し、入所決定をすることができません。

※求職活動の際は原則利用の対象となりませんが、ご家庭の事情により必要がある場合はご相談ください。

学童保育所・学童クラブでは、子どもたちが安心安全に集団生活を送れるよう、市や運営事業者において様々なルールを定めています。そうしたルールが守られない場合、子どもたちの安全の確保や集団生活の維持が難しくなります。

お申込みの際は、入所申込書裏面の「令和9年度大牟田市学童保育所・学童クラブ利用に関する重要事項確認書兼同意書」の内容を必ずご確認ください。

<お問い合わせ>

子ども育成課（保健センター「らふる」1階）

TEL: 85-6102